

随意契約理由書

件名	「自動食器洗浄機」補修業務
契約の相手方	株式会社 中西製作所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>当該機器は小学校給食で使用される食器やカゴの自動洗浄を行う機器である。 現行機器は平成15年3月31日に設置され、経年劣化に伴い機器本体の代替も検討したが、補修費用の数十倍以上が見込まれ、機器躯体部分は継続使用も可能なため、経年に伴う劣化箇所を部品交換により補修を行うものとした。</p> <p>当該機器は個別制作されたものであり、汎用品ではないため交換部品の確保は当初設置業者及び製造業者である(株)中西製作所以外は困難であり、かつ補修後の制御盤との動作調整は当会社以外では行うことができない。</p> <p>以上の理由から、上記業者と随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局学校支援部健康教育課垂水学校給食共同調理場 (電話番号 731-2021)